

事務連絡
令和8年3月18日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）の関係者等に係る
国民健康保険及び後期高齢者医療制度における取扱いについて

医療保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和9年に開催される「2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）」（以下「博覧会」という。）については、国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第128号）により、令和10年3月31日までの間、博覧会の関係者及びその配偶者又は子の特定活動で日本国内に在留する外国人（以下「博覧会の関係者等」という。）について、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度（以下「国保制度等」という。）の適用を除外する一方で、所定の手続きを行う場合には適用を可能とするよう改正を行ったところです。

今般、「国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布及び施行について（通知）」（令和7年12月26日保発1226第2号厚生労働省保険局長通知）の第4でお示ししていた意向確認書の取扱い等について、下記のとおりお示ししますので、内容を御了知の上、貴管内の保険者等への周知をお願い申し上げます。

記

第1 国民健康保険制度における取扱いについて

1 国民健康保険制度に係る意向確認書の取扱いについて

- (1) 博覧会の関係者等については、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「国保則」という。）附則第5条第1項の規定に基づき国民健康保険制度の適用を除外するものとするが、同項の規定にかかわらず、同条第2項の規定に該当する場合には同制度の適用を受けることができ、また、同条第

3項の規定に該当する場合には同制度の適用を受けるものとなる（ただし、在留期間が3か月以下で日本の住民基本台帳に登録されない場合、健康保険等の被用者保険の適用を受ける場合又は自国の社会保障制度で医療給付を受けることができるものとして社会保障協定により日本の国民健康保険制度が適用されないこととなる場合は除く。）。

- (2) 博覧会の関係者等に対しては、博覧会の関係者及びその配偶者又は子の特定活動による在留を開始する当初において、国民健康保険制度の適用を受けることについての意向を確認するため、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）から意向確認書を配布する。博覧会の関係者等は意向確認書に必要事項を記入の上、博覧会協会に提出し、博覧会協会においては当該意向確認書に署名の上、その写しを電子媒体により当該者に交付することとする。
- (3) 当該意向確認書において国民健康保険制度への加入希望を示した者においては、都道府県の区域内に住所を有するに至ってから又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。）第6条各号のいずれにも該当しなくなってから14日以内に、国保則第2条又は第3条に規定する届書と意向確認書の写し（博覧会協会から交付される電子媒体を紙媒体に印刷したもの）（以下「意向確認書の写し（紙媒体）」という。）を当該世帯主が住所を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）に提出することとする。
- (4) 国民健康保険の被保険者となった後に、国保法第6条各号に掲げる事由に該当するに至った者又は転出により都道府県の区域内に住所を有しなくなった者は、14日以内に国保則第12条又は第13条に規定する資格喪失の届出を行う。同一の都道府県内の他の市町村の区域内に住所を変更した者及び同一の市町村の区域内において住所を変更した者は、14日以内に国保則第10条及び第11条に規定する住所変更の届出を行う。
- (5) 別の都道府県の市町村の区域内に住所を変更した者又は同一の都道府県内の他の市町村の区域内に住所を変更した者は、14日以内に、転入先の市町村に国保則第2条又は第4条に規定する届書と意向確認書の写し（紙媒体）を提出することとする。
- (6) 後期高齢者医療制度の被保険者であった者が国民健康保険制度の被保険者となる場合は、最初に提出された「後期高齢者医療制度への加入に関する意向確認書」に記載された後期高齢者医療制度への加入意向をもって、国民健康保険制度への加入意向もあるものとみなすこととする。

2 国民健康保険制度における留意事項について

- (1) 意向確認書における国民健康保険制度又は後期高齢者医療制度への加入希望の有無（意向）については、同一世帯に属する博覧会の関係者等は全員同一の意向とした上で博覧会協会に提出されるものである。そのため、市町村において、国民健康保険制度への加入希望のある博覧会の関係者等から1（3）又は

(5)の意向確認書の写し(紙媒体)等の提出を受けた場合、同一世帯に属する全ての博覧会の関係者等(国保法第6条各号又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)第51条各号のいずれかに該当する者を除く。)を国民健康保険制度又は後期高齢者医療制度の被保険者とする必要があるため、丁寧に確認いただきたい。

- (2) 1 (2)において博覧会協会から博覧会の関係者等に対し交付するとしている意向確認書の写しについて、博覧会の関係者等の入国が集中する場合等に交付時期が遅れる場合も想定される。当該意向確認書の写しの交付が遅れたことにより、博覧会の関係者等が1 (3)に掲げる事由に至ってから14日以内に市町村の国民健康保険の窓口で資格取得の届出ができなかった場合については、当該事由に至った日から14日を超過していたとしても、意向確認書の博覧会協会への提出日が入国前又は都道府県の区域内に住所を有するに至った日から14日以内であれば、加入手続を受け付けていただきたい。
- (3) 1 (3)又は(5)において、市町村において、博覧会の関係者等から意向確認書の写し(紙媒体)の提出があった場合には当該写しの写しをとる等により保管いただき、1 (4)において、転出により都道府県の区域内に住所を有しなくなった場合の資格喪失の手続又は同一の都道府県内の他の市町村の区域内に住所を変更した場合の住所変更の手続を行う際に、保管した当該写しを当該者に渡し、転入先の市町村に当該写しを提出するよう伝達いただきたい。
- (4) なお、国民健康保険制度の被保険者となった40歳以上の博覧会の関係者等については、各都道府県介護保険主管部(局)向けに発出された「介護保険制度の被保険者となる外国人住民の取扱いに関するQ&Aについて」(令和8年2月27日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)により、介護保険制度の被保険者となるため、ご承知おきいただきたい。

第2 後期高齢者医療制度における取扱いについて

1 後期高齢者医療制度に係る意向確認書の取扱いについて

- (1) 博覧会の関係者等については、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号。以下「高確則」という。)附則第28条第1項の規定に基づき後期高齢者医療制度の適用を除外するものとするが、同項の規定にかかわらず、同条第2項の規定に該当する場合には同制度の適用を受けることができ、また、同条第3項の規定に該当する場合には同制度の適用を受けるものとなる。(ただし、在留期間が3か月以下で日本の住民基本台帳に登録されない場合又は自国の社会保障制度で医療給付を受けることができるものとして社会保障協定により日本の後期高齢者医療制度が適用されないこととなる場合は除く。)
- (2) 博覧会の関係者等に対しては、博覧会の関係者及びその配偶者又は子の特定活動による在留を開始する当初において、後期高齢者医療制度の適用を受けることについての意向を確認するため、博覧会協会から意向確認書を配布する。

博覧会の関係者等は意向確認書に必要事項を記入の上、博覧会協会に提出し、博覧会協会においては当該意向確認書に署名の上、その写しを電子媒体により当該者に交付することとする。

- (3) 当該意向確認書において後期高齢者医療制度への加入希望を示した 75 歳以上の者においては、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の区域内に住所を有するに至ってから又は高確法第 51 条各号のいずれにも該当しなくなってから 14 日以内に、高確則第 10 条又は第 11 条に規定する届書と意向確認書の写し（博覧会協会から交付される電子媒体を紙媒体に印刷したもの）（以下「意向確認書の写し（紙媒体）」という。）を市町村に提出することとする。

また、広域連合の区域内に住所を有する 65 歳以上 75 歳未満の博覧会の関係者等（高確法第 51 条各号のいずれかに該当する者を除く。）で高確則第 8 条に規定する申請及び意向確認書の写し（紙媒体）の提出を行い、一定程度以上の障害の状態であると広域連合の認定を受けた者についても、後期高齢者医療制度に加入ができるものとする。

- (4) 後期高齢者医療制度の被保険者となった後に、高確法第 51 条各号に掲げる事由に該当するに至った者又は転出により広域連合の区域内に住所を有しなくなった者は、14 日以内に高確則第 26 条の資格喪失の届出を行う。同一の広域連合の区域内において住所を変更した者は、14 日以内に高確則第 23 条に規定する住所変更の届出を行う。
- (5) 別の広域連合の区域内に住所を変更した者は、14 日以内に、転入先の市町村に高確則第 10 条に規定する届書と意向確認書の写し（紙媒体）を提出することとする。
- (6) 国民健康保険制度の被保険者であった者が後期高齢者医療制度の被保険者となる場合は、最初に提出された「国民健康保険制度への加入に関する意向確認書」に記載された国民健康保険制度への加入意向をもって、後期高齢者医療制度への加入意向もあるものとみなすこととする。

2 後期高齢者医療制度における留意事項について

- (1) 1 (3) 又は (5) において、市町村において、博覧会の関係者等から意向確認書の写し（紙媒体）の提出があった場合には、当該写しの写しをとる等により保管いただくとともに、当該写しの写しを広域連合に共有すること。また、1 (4) において、転出により広域連合の区域内に住所を有しなくなった者が資格喪失の届出を行った場合には、保管した当該写しを当該者に渡し、転入先の市町村に当該写しを提出するよう伝達いただきたい。
- (2) 同一都道府県内での等他市町村への転出により、資格喪失が起こらない場合においても、当該転出後に都道府県をまたぐ転出をする場合など転入先の市町村において 2 (1) の資格喪失の事務を行う場合も考えられるため、当該転入先の市町村においては、博覧会の関係者等から住所変更の手続（高確則第 23 条

の届出)があった場合には、転出元の市町村又は広域連合に意向確認書の情報を照会し、意向確認書の写しの写しを保管すること。

- (3) 75歳到達等により国民健康保険制度から後期高齢者医療制度に切り替わる者については、1(6)のとおり国民健康保険制度への加入意向をもって後期高齢者医療制度への加入意向もあるものとみなすこととなるため、広域連合及び市町村の後期高齢者医療制度部局は、当該者の加入の意向を確認するため、国民健康保険制度部局に照会を行うこと等により、「国民健康保険制度への加入に関する意向確認書」の写しの写しを保管すること。このとき、75歳到達により後期高齢者医療制度の被保険者となることが公簿等により確認できる場合には、国民健康保険制度部局との連携により加入の意向を確認することにより被保険者とする事とし、必ずしも被保険者からの資格取得の届出を要しないこと。
- (4) 意向確認書における後期高齢者医療制度又は国民健康保険制度への加入希望の有無(意向)については、同一世帯に属する博覧会の関係者等は全員同一の意向とした上で博覧会協会に提出されるものである。そのため、市町村において、後期高齢者医療制度への加入希望のある博覧会の関係者等から1(3)又は(5)の意向確認書の写し(紙媒体)等の提出を受けた場合、同一世帯に属する全ての博覧会の関係者等(高確法第51条各号又は国保法第6条各号のいずれかに該当する者を除く。)を後期高齢者医療制度又は国民健康保険制度の被保険者とする必要があるため、丁寧に確認いただきたい。
- (5) 1(2)において博覧会協会から博覧会の関係者等に対し交付するとしている意向確認書の写しについて、博覧会の関係者等の入国が集中する場合等に交付時期が遅れる場合も想定される。当該意向確認書の写しの交付が遅れたことにより、博覧会の関係者等が1(3)に掲げる事由に至ってから14日以内に市町村の後期高齢者医療制度の窓口で資格取得の届出ができなかった場合については、当該事由に至った日から14日を超過していたとしても、意向確認書の博覧会協会への提出日が入国前又は都道府県の区域内に住所を有するに至った日から14日以内であれば、加入手続を受け付けていただきたい。
- (6) なお、後期高齢者医療制度の被保険者となった博覧会の関係者等については、各都道府県介護保険主管部(局)向けに発出された「介護保険制度の被保険者となる外国人住民の取扱いに関するQ&Aについて」(令和8年2月27日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)により、介護保険制度の被保険者となるため、ご承知おきいただきたい。